

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

令和6年(ネ)第1861号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件

控 訴 人 山縣真矢外7名

被控訴人 国

控 訴 審 第 1 準 備 書 面

ー社会事実の変化についてー

2024(令和6)年 6月28日

東京高等裁判所第24部イ係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 上 杉 崇 子

同 寺 原 真希子

ほか

本準備書面においては、性的指向・性自認や、法律上の同性間の婚姻制度等に関して生じた直近の時期における社会状況等の変化を中心に、2023年(令和5年)11月10日付原告ら第30準備書面に引き続いて社会状況等の変化に関し主張を行う。

記

第1 世論調査

- 1 ライフネット生命保険株式会社による宝塚大学看護学部日高庸晴教授への委託調査「第3回LGBTQ当事者の意識調査」の調査結果が2023年11月21日に公表された(甲A第656号証)。同調査では、LGBTQ当事者の68.6%が、「同性婚を法律で認めてほしい」と回答した。10代では85.1%、20代では77.8%が同性婚の法制化を望んでいるほか、同性パートナーシップ宣誓制度をすでに利用している人の91.5%が、「同性婚を法律で認めてほしい」と回答している。法律上同性のカップルの婚姻制度への法的需要がいよいよ高まっていること、また、パートナーシップ制度では不十分であることも示されている。

その他、同性婚を認めてほしい理由で多いのは「社会保障や税制上の不利益の解消のため」「平等な社会の実現のため」「診療場面で家族と認めもらうため」とされており、同性婚制度の不存在により具体的な不利益があってこれを解消する必要性が痛感されていることも明らかとなっている。

2 米調査機関ピュー・リサーチ・センターがアジア12か国・地域を対象に行い、2023年11月に公表された同性婚についての調査・分析で日本が賛成率68%とアジアで最も高いことが明らかとなった(甲A第657号証)。同性婚制度の導入への民意という観点からの障害はもはや存在しないと考えられる。

第2 地方自治体における取り組み

1 犯罪被害者支援制度

地方自治体独自の犯罪被害支援制度の見舞金を受ける遺族の範囲に、法律上同性のパートナーを加える自治体が近時増えている。

現在、見舞金制度のある14政令市のうち11政令市が遺族の範囲にパートナーシップ制度を根拠に法律上同性のパートナーを含むと明文化している(甲A第617号証)。そのほか、大分県では臼杵市(甲A第409号証)において先行的に同様の制度が導入されていたが、2024年4月1日に大分県でパートナーシップ制度が開始されると共に、県内の18市町村すべての自治体における共通サービスとして、宣誓制度利用者には、公営住宅への入居だけでなく、自治体が行う犯罪被害者見舞金の支給も認められることとなった(甲A第618号証・【宣誓制度により利用対象となる各市町村の「共通サービス」】と題する表参照)。

なお、後述のとおり、犯罪被害者の遺族に支払われる国の給付金不支給処分取消を求めて提起されたいわゆる犯罪被害者等給付金訴訟については、2024年3月26日、最高裁判所第三小法廷により判決が下され、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律5条1項1

号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に関して、「犯罪被害者と同性の者であることのみをもって『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』に該当しないものとする」ことは、犯罪被害者等給付金の支給制度の目的を踏まえて遺族給付金の支給を受けることができる遺族を規定した犯給法5条1項1号括弧書きの趣旨に照らして相当でないというべきであり、また、上記の者に犯罪被害者と同性の者が該当し得ると解したとしても、その文理に反するものとはいえない。」旨判示するとともに、原判決が破棄され原審に差し戻されている(甲A第639号証)。

上記自治体による犯罪被害者支援制度に係る取り組みは、上記最高裁判決によって破棄された原審判決に典型的にみられるような、法律上同性のパートナーを「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」から排除し、法的な庇護をあたえないという国の制度不備を補う趣旨に出たものと考えられる。

2 パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度など

パートナーシップ制度については更に導入自治体が増加している。2024年4月1日時点での導入自治体数は少なくとも456、人口カバー率は約85%となっている(甲A第615号証)。なお、人口カバー率は、2022年9月30日現在では55.3%(甲A第329号証)、2023年5月14日現在では68.4%(甲A第357号証)であり、パートナーシップ制度が最近に来て急速に広がっていることがわかる。

また、2024年4月1日の時点でパートナーシップ制度を導入している456自治体のうち47%にあたる216自治体がファミリーシップ制度を導入している。2022年8月の時点では、パートナーシップ制度を導入

していた225自治体のうちファミリーシップ制度を導入していた自治体数は42自治体であり、2024年4月1日の時点での同制度導入自治体数はその5倍となった(甲A第332号証、甲A第620号証)。

近時、同性カップルについて「夫(未届)」と記載した住民票を交付するという取り組みが新たに行われている。控訴人らが確認できただけでも、栃木県鹿沼市、長崎県大村市、鳥取県倉吉市、京都府与謝野町などの例がある(甲A第669号証の1～3)。単なるパートナーシップとしての公証という段階を超え、より汎用的な公的証明書としての機能を有する住民票において、「届出」はなされていないものの、「ふうふ」ではあることを地方自治体が公証するものであり、法律上同性間の法律婚制度がなかなか導入されない中で自治体が更に進んだ取り組みを行っていることを示すものである。

3 アウティング防止条例

2024年4月6日時点で、性的指向・性自認の尊重ないし差別禁止を掲げる条例が制定される自治体数が、1都1府7県53市11区9町の82に上り、アウティングについても少なくとも29の自治体が条例で明記している(甲A第612号証)。甲A第612号証では、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に禁止が明記されていないことから国に先んじて人権擁護に取り組む自治体が増加している現状がここから浮き彫りとなったとされている。

4 国に対する意見書

原告ら第30準備書面(同6頁)でもその一部について述べたが、別紙1のとおり、地方自治法99条に基づき、法律上同性のカップルの婚姻の法制

化に関する議論の促進を求める意見書が複数の自治体の議会で決議され、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣等へ提出されている。

5 全国知事会による山梨宣言

全国知事会は、2023年7月26日、山梨宣言を出し、「少子化・人口減少が進む中で、我が国が今後も持続的に発展していくため、年齢や性別、障がいの有無や国籍、性的指向・性自認などの違いにかかわらず、多様性が尊重され、誰もが、個性や能力を最大限発揮し、一人ひとりが幸福を実感できる社会の実現に向けた取組を推進していく。」として、人々の有する違いの中で「性的指向・性自認」を明示し、幸福を実感できる社会の実現に向けた取組の推進を宣言した(甲A第613号証、甲A第614号証)。

- 6 このように、性的少数者の権利擁護については、地方自治体が極めて積極的に行動しており、国の制度の欠缺を補うための様々な取組を行ってきた。国による権利擁護のための動きが遅きに失しているために地方自治体がカバーをしてゆかざるを得ない現状を見て取ることができよう。

第3 企業団体等の取組み

- 1 いわゆる同性婚が認められていない日本では、いわゆる異性婚に基づく家族関係を前提とした金融商品・サービスはLGBTQ+の金融排除につながるとの観点から、これまでに主張立証してきたような金融包摂に向けた様々な取組みが行われている。これについては例えば、法律上同性のカップルへの住宅ローンの提供などがその中心となるが、こうした取り組みに関して論述した甲A第658号証では一方で、ビジネスが「LGBTQ+対

応」を謳いながらその実態に疑問符が付く「ピンク・ウォッシング」が金融ビジネスにおけるレピュテーションリスクとなるとの指摘もあり、企業においては、形だけのダイバーシティへの取り組みとしてこうしたことを行うのではなく、法律上同性のカップルの婚姻制度が未だに実現していない状況下において、かかる制度の欠缺を補い、性的少数者の権利擁護のために更に進んだ実質的な意味を伴う取組を行うことが求められる局面に入ってきている。

2 「Business for Marriage equality」は、婚姻の平等に賛同する企業を可視化するための日本で活動する三つの非営利団体によるプロジェクトであり、2024年5月8日時点で、493の企業・団体が、婚姻の平等（いわゆる同性婚の法制化）への賛同を表明しており、かかる賛同企業団体の数は増加の一途を辿っている（甲A第636号証）。

3 企業経営者が中心となってより良い経済社会や国民生活の充実を目的として活動する公益社団法人経済同友会は、2023年6月22日、「ビジネスリーダーによる多様性ある、公正で、包摂的な社会の実現への協働宣言」を発表した（甲A第674号証）。この協働宣言では、「あらゆるビジネスにおいて、多様な人材が、性自認、性的指向、民族、年齢、障がいなどによる不利益を被むることなく、活躍できる組織文化づくりが肝要です。婚姻状況や相手の性別に関わらず、全てのパートナーに公正な機会と福利厚生を提供し、あらゆる人が利用しやすい施設や制度への改善が急務です。」との内容が含まれており、いわゆる同性婚の実現も求められている。同宣言には、568名もの経済同友会の会員等が賛同している（甲A第675号証）。同

宣言は、経済同友会の代表幹事名に加えて、G7諸国在日商工会議所の各会頭名も併せて発表された(同上)。日本は、他国の経済界からも是正を求められている。

4 その他、近時経済界からも法律上同性のカップルの法律婚制度の導入に賛同する積極的な発言が行われている。その中でも、2023年4月に経済同友会の代表幹事に就いたサントリーホールディングスの新浪剛史社長は、いわゆる同性婚の法制化に賛成と明言していることが広く報道されている(甲A第659号証)。

5 職場での性的マイノリティに関する取り組みの評価指標として、「PRIDE指標」があることは原告ら第30準備書面で述べたが、2023年の認定企業は、ゴールドが326社、シルバーが56社、ブロンズが15社であった(甲A第676号証)。

第4 弁護士会等

1 日本弁護士連合会は、2022年11月3日に国連自由権規約人権委員会が発した総括所見について、いわゆる同性婚における差別的扱いの是正等が勧告されたことを述べた上、「日本政府が委員会の勧告について誠意をもって受け止め、その解決に向けて、立法化を含む法制度の実施や改善、研修の充実等に努力することを強く求める」とする会長声明(「国際人権(自由権)規約委員会の総括所見に対する会長声明」)を、同月9日に出した(甲A第677号証)。

また、同会は、いわゆる犯罪被害者等給付金訴訟の最高裁判決を受け

て、2024年3月27日、「犯罪被害者給付金不支給裁定取消事件最高裁判決に関する会長談話」を発表し、「各法令等における『事実上婚姻関係と同様の事情にある者』に同性の者が含まれるかについて、各法令等の当該規定の趣旨から再検討されることを期待する」こと、そして、そもそも、根本的解決のためにも、「同性婚を認める法令の改正が速やかになされるべきである。」とした(甲A第678号証)。

さらに、同会は、2024年4月10日、「札幌高等裁判所判決を受けて同性の当事者による婚姻の速やかな法制化を求める会長声明」と題する会長声明を出し、「改めて、日々重大な人権侵害を生んでいる現在の違憲状態を解消するべく、国に対し、同性の当事者による婚姻を速やかに法制化することを求め」た(甲A第679号証)。

- 2 地方弁護士会では、2023年8月に、大分県弁護士会が、「すべての人に婚姻の平等を実現するための法整備を求める会長声明」を(甲A第662号証)、2023年9月25日に香川県弁護士会が「同性婚訴訟における地裁5判決を受け、改めて速やかな同性婚の法制化を求める会長声明」を(甲A第680号証)、2024年1月30日に奈良弁護士会が「当事者の性別に関わりなく結婚を可能とする法制度の整備を求める会長声明」を(甲A第681号証)、2024年1月25日に京都弁護士会が「法制度における性的指向及び性自認を理由とする差別を早急に解消するとともに 性的指向及び性自認を理由とする差別を禁止する法律の早急な制定を求める意見書」を(甲A第682号証)、2024年3月25日、第二東京弁護士会が「「結婚の自由をすべての人に」訴訟の判決を受けて」とする会長声明を(甲A第683号証)、2024年3月26日、札

札幌弁護士会が「「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟 控訴審違憲判決を受けて直ちに法整備に着手することを求める会長声明」を(甲A第684号証)、2024年4月9日、福岡県弁護士会が「札幌高裁・東京地裁(二次)判決を受け、直ちに、すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明」を(甲A第685号証)それぞれ発した。

- 3 また、弁護士会だけでなく、司法書士会も、いわゆる同性婚の早期導入に関して、会長談話や会長声明を発表している(東京司法書士会(令和5年7月14日)について甲A第660号証、群馬司法書士会(令和5年8月9日)について甲A第661号証)。

第5 司法

1 特例法生殖不能要件違憲最高裁大法廷決定

2023年10月25日、最高裁判所大法廷は、性同一性障害の人が戸籍上の性別を変更するには生殖能力をなくす手術を受ける必要があるとする性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(以下「特例法」という。)3条1項4号の要件について、意思に反して体を傷つけられない自由を制約しており、手術を受けるか戸籍上の性別変更を断念するかという過酷な二者択一を迫っているとして、憲法第13条に違反して無効であるとの決定を下した(甲A第533号証。ただし同法第3条第5号のいわゆる外観要件については原審に差し戻し。)。

これを受け、厚生労働、法務両省は2023年12月12日、性同一性障害の人が戸籍上の性別を変更する際に必要な医師の診断書に関し、生殖能力があるかどうかの記載を不要にするとの通知を全国の自治体や関係学

会に出したとのことである(甲A第665号証)。

直近の最高裁判例にみられる性的少数者の権利擁護のための解釈視座は、後述の犯給法判決及び特例法違憲決定に完全に共通しており、性的少数者の生活実態がマジョリティのそれと何も変わりがないことを正面から見据えた上で、性的指向や性自認に基づく差別が合理性を欠くものとして許容し得ないことを端的に判示するものといえる。

上記特例法違憲決定を受け札幌弁護士会においても、2023年11月10日、「差戻審の審理結果を待つことで当事者の苦痛や不利益をさらに引き延ばすのではなく、国会において4号要件及び5号要件の撤廃を含む法改正に直ちに着手し速やかに解決を図るよう立法府の対応を求める」とする会長談話を発表している(甲A第666号証)。

2 「結婚の自由をすべての人に」訴訟

本訴訟において、東京地裁は、2024年3月14日、「本件諸規定が、同性カップル等の婚姻を認めず、また、法律上、同性カップル等が婚姻による法的利益と同様の法的利益を享受したり、社会的に公証を受ける利益を享受したりするための制度も何ら設けられていないのは、同性カップル等が、自己の性自認及び性的指向に即した生活を送るという重要な人格的利益を、同性カップル等から剥奪するものにほかならないのであるから、本件諸規定及び上述したような立法がされていない状況は個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理的な理由があるとは認められず、憲法24条2項に違反する状態にある」と判示した(原判決41頁)。

さらに、関連訴訟である札幌訴訟において札幌高裁は、上記同日、「本

件規定は、異性間の婚姻のみを定め、同性間の婚姻を許さず、これに代わる措置についても一切規定していないことから、個人の尊厳に立脚し、性的指向と同性間の婚姻の自由を保障するものと解される憲法24条の規定に照らして、合理性を欠く制度であり、少なくとも現時点においては、国会の立法裁量の範囲を超える状態に至っている」(同判決22頁から23頁)との理由から、本件諸規定が憲法14条1項、24条(1項及び2項)に違反すると判示して、これまでの判決の中では最も踏み込んだ、明快な違憲判決を下した(甲A第603号証)。

特に、本件諸規定を憲法24条との関係で違憲とする判断については、同条1項の「両性」の文言について、「文言や表現のみでなく、その目的とするところを踏まえて解釈することは一般的に行われており」、「仮に立法当時に想定されていなかったとしても、社会の状況の変化に伴い、やはり立法の目的とするところに合わせ、改めて社会生活に適する解釈をすることも行われている」とした上で、婚姻をするについての自由が十分に尊重に値するとした上で同性間の婚姻についても異性間の場合と同じ程度にこれを保障していると考えることが相当であると判示をしており、これは、犯罪被害者等給付金訴訟最高裁判決とも共通の、社会の変化を踏まえた上で、法の趣旨目的に即した合目的的解释によって形式的な文言解釈による不合理性を超克しようとする、柔軟にして妥当な解釈態度ということができよう。

札幌高裁判決については様々な新聞が社説で取り上げ、肯定的に評価をしている(毎日新聞:甲A第628号証、北海道新聞:甲A第629号証、日経新聞:甲A第630号証、東京新聞:甲A第631号証、朝日新聞:甲A第632号証)。うち日経新聞社説は、「社会の状況は大きく変

化している。自治体によるパートナーシップ制度や企業の取り組みも広がった。世論調査でも同性婚への賛成が増えている。主要7カ国（G7）のなかで、同性カップルへの法的保障がないのは日本だけだ」として、社会の変化に対応しようとしないうる政府の不作为に、強く警鐘を鳴らしている。

3 氏の変更許可申立事件審判

愛知県に住む男性が、法律上同性のパートナーと同じ氏への変更を求めた申立てについて、名古屋家庭裁判所は、2024年3月14日、氏の変更を認める審判を下した。同家庭裁判所は、審判の中で、申立人と同性パートナーは「互いに円滑にコミュニケーションをとって協力しながら、子育てを中心とした安定した生活を継続して」おり、「婚姻し育児をしている異性同士の夫婦と実質的に変わらない生活実態にあると認められ」、

「男女が相協力して生活を営む結合としての夫婦と同様で」あり、「婚姻に準じる関係にある」と認定した（甲A第640号証〔3頁〕）。また、申立人と同性パートナーの氏が異なることにより事情を知らない第三者に性的指向についてカミングアウトすることが必要となる可能性が高いといった申立人の諸々の懸念は合理的であり、「申立人と同性パートナーのような性的指向が少数派に属する者が、現状において、日常生活の様々な場面で、差別感情や偏見に基づく不利益な取扱を受ける可能性」があり、

「性的指向の、意に沿わないカミングアウトをしなければならない状況が生じることは、それ自体」、「社会生活上の著しい支障になるといえる」として、氏を変更する「やむを得ない事由」があると判断した（甲A第640号証〔4頁から6頁〕、甲A第641号証、甲A第642号証）。

4 犯罪被害者等給付金訴訟最高裁判決

犯罪被害者の遺族に支払われる国の給付金対象に法律上同性のパートナーが含まれるかが争われた裁判において、1審・2審では請求が棄却されてきたが、最高裁判所第三小法廷は、本事件について2024年3月5日に弁論を開いた上、3月26日に画期的な判決を下した(甲A第639号証)。

同事件は、犯罪被害者の法律上同性のパートナーが犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(犯給法)5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当するかどうか争われた事案であるが、最高裁は、次のとおり述べて、原判決を破棄した上、事件を原審の名古屋高等裁判所に差し戻した。

「犯給法5条1項は、犯罪被害者等給付金の支給制度の目的が上記(1)のとおり(控訴人代理人注:「犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族等の精神的、経済的打撃を早期に軽減するなどし、もって犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与すること」)であることに鑑み、遺族給付金の支給を受けることができる遺族として、犯罪被害者の死亡により精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられる者を掲げたものと解される。そして、同項1号が、括弧書きにおいて、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」を掲げているのも、婚姻の届出をしていないため民法上の配偶者に該当しない者であっても、犯罪被害者との関係や共同生活の実態等に鑑み、事実上婚姻関係と同様の事情にあったといえる場合には、犯罪被害者の死亡により、民法上の配偶者と同様に精神

的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられるからであると解される。しかるところ、そうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとはいえない。そうすると、犯罪被害者と同性の者であることのみをもって『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』に該当しないものとすることは犯罪被害者等給付金の支給制度の目的を踏まえて遺族給付金の支給を受けることができる遺族を規定した犯給法5条1項1号括弧書きの趣旨に照らして相当でないというべきであり、また、上記の者に犯罪被害者と同性の者が該当し得ると解したとしても、その文理に反するものとはいえない。」

「以上によれば、犯罪被害者と同性の者は、犯給法5条1項1号括弧書きにいう『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』に該当し得ると解するのが相当である。」

この点、同事件の原審判決である名古屋高裁判決(甲A第663号証)は、最高裁判決が要約するように(甲A第639号証2頁「3」参照)、犯給法5条1項1号について、「一次的には死亡した犯罪被害者と民法上の婚姻関係にあった配偶者を遺族給付金の受給権者としつつ、死亡した犯罪被害者との間において民法上の婚姻関係と同視し得る関係を有しながら婚姻の届出がない者も受給権者とするものであると解される。そうすると、同号括弧書きにいう『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』は、婚姻の届出ができる関係であることが前提となっていると解するのが自然であって、上記の者に犯罪被害者と同性の者が該当し得るものと解することはできない」と判示をしたものであり、1

審判決の名古屋地裁判決(甲A第664号証)は、その29頁にあるように「本件処分当時の我が国において同性間の共同生活関係が婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念が形成されていたとはいえず、本件処分当時においては、同性の犯罪被害者と共同生活関係にある者が、個別具体的な事情にかかわらず、『事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』(犯給法5条1項1号)に当たると認めることはできない」と判示をしたものであった。

上記最高裁判決は、かかる1審判決結論を是認した原審判決について前記理由を述べた上でこれを破棄し、「上告人が本件被害者との間において『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』に該当するか否かについて、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻した」のである。

最高裁判決の論理からすれば、犯給法上の「事実上婚姻関係と同様の事情」にあるかどうかについては、現在の法制度上法律上の婚姻関係に入り得るかどうかにかかわることなく、異性間の内縁関係と同様の「婚姻関係」の実態が認められるかどうかを、シンプルに判断すれば足りることとなる。このことは、最高裁が、法律上同性のカップルの関係の実態について、法律上異性のカップルのそれと特段区別することをしておらず、法律上同性のカップルについても法律上異性のカップルと全く同様の「事実上の婚姻」と言い得るだけの生活実態が社会通念上認められ得るものであることを、当然の前提としていることを意味している。

このような見地から、最高裁判決は、同事件1審判決に判示されるような、「我が国において同性間の共同生活関係が婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念が形成されていたとはいえず」とする考え方を明ら

かに否定しているということができよう。

一方で、最高裁判決は、同事件の原審判決のいうような、法律上同性のカップルはそもそも婚姻の届出をできないのであるから犯給法上の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」といえないとする、法律の趣旨目的や同性パートナー関係の実態を考慮しない形式的な文言解釈も否定した。

超党派の議員からなる「LGBTに関する課題を考える議員連盟」(いわゆるLGBT議連)によれば、犯給法の上記条項と同様の規定は健康保険の被扶養者としての保険給付や介護休業給付金の受け取りなどを含め141存在する(甲第690号証)。上記最高裁判決を踏まえ、同議連は、2024年6月21日、林官房長官に対し、上記の規定のうち法律の運用で対応できそうな規定に関し、法律上同性のカップルに対しても適用することを検討するよう申し入れを行った(甲第691号証)。

5 認知請求事件最高裁判決

特例法に基づく性別の取扱い変更の審判を受け法的性別を男性から女性に変更した女性が自身の凍結精子を用いて上記審判後に生まれた次女を認知できるかが争われた訴訟で、2024年6月21日、最高裁第二小法廷は、「嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懐胎させた者に対し、その者の法令の規定の適用の前提となる性別にかかわらず、認知を求めることができる」として、認知請求を認めなかった東京高裁判決を破棄し、次女の認知請求を認める判決を言い渡した(甲A第692号証)。

上記結論を導くにあたり、同判決は、「父に対する認知の訴えは、血縁

上の父子関係の存在を要件として、判決により法律上の父子関係を形成する」制度であるところ、「生物学的な男性が生物学的な女性に自己の精子で子を懐胎させることによって血縁上の父子関係が生ずるという点は、当該男性の法的性別が男性であるか女性であるかということによって異なるものではない」と指摘した。さらに、「実親子関係の存否は子の福祉に深く関わるものであり、父に対する認知の訴えは、子の福祉及び利益等のため、強制的に法律上の父子関係を形成するものである」が、「仮に子が、自己と血縁上の父子関係を有する者に対して認知を求めることについて、その者の法的性別が女性であることを理由に妨げられる場合があるとする、血縁上の父子関係があるにもかかわらず、養子縁組によらない限り、その者が子の親権者となり得ることはなく、子は、その者から監護、養育、扶養を受けることのできる法的地位を取得したり、その相続人となったりすることができないという事態が生ずるが、このような事態が子の福祉及び利益に反するものであることは明らか」とも指摘し、性別の取扱いの変更の審判をするための要件として「現に未成年の子がいないこと」を規定する特例法3条1項3号は、認知請求を認めない理由とはならないとした。法的性別という形式にとらわれず、制度の目的及び趣旨が妥当するかどうかという観点から結論を導いており、前述の犯罪被害者等給付金訴訟最高裁判決と同様の判断手法を採用している。

なお、特例法3条1項3号により、子が成年である場合について、その法律上の父は法的性別が男性である者に限られないことが既に明らかにされていたが（上記最高裁判決もこの点を指摘する）、同判決により、子が未成年である場合においても、その法律上の父は法的性別が男性である者に限られないことが明らかにされた。これまで、現行の法律婚制度が法律

上男女間のものとされていた根拠の一つとして「父」や「母」のように法律上の男女を前提とする文言が用いられていることが挙げられることがあるが¹、本判決が法律上の父は法的性別が男性である者に限られないことをより明らかにしたことにより、現行の法律婚制度を法律上の男女間のものに限ることの憲法上の合理性にも大きな疑問が付されたといえよう。

- 6 上記のとおり、最高裁においても、性的指向及び性自認の多様性を承認し、これらに係る憲法上の価値を重視する姿勢がいよいよ明白となってきているところである。

また、上記の通り高裁レベルでも、法律上同性のカップルの婚姻を認めない本件諸規定が、平等権のみならず、憲法24条1項の保障する婚姻の自由を侵害するものであることが判示されるに至っている。

このように、司法全体としては、性的指向・性自認による差別を許さないことは当然として、法律上同性のカップルの婚姻を認めないことの違憲性についても何ら躊躇うことなくこれを是認する判断をする傾向が顕著であり、本件でも、そのような方向性に沿った判断が期待されるところである。

第5 諸外国の動き

- 1 南米では近時、エクアドル(2019年)(甲A第105号証)、コスタリカ(2020年)(甲A第667号証)、チリ(2022年)(甲A第532号証)と引き続いていわゆる同性婚の導入が行われており、中米においてもキューバ(2022年)(甲A第668号証)においていわゆる同性婚

¹ 例えば、被告第2準備書面41頁など。

が導入された。

2 2024年2月15日、ギリシャが、キリスト教正教会の信者が多数を占める国として初めて法律上同性間の婚姻制度を導入した(甲A第608号証)。宗教的な観点からの強い反対運動が起こったようであるが、賛成176、反対76の賛成多数にて可決されたとのことであり、このことは、宗教的な抵抗さえ、制度導入への大きな障害には必ずしもならなかったことを意味している。なお、これで、2024年2月現在37の国・地域で法律上同性間の婚姻制度が導入済みとなった。

3 アジアでは、台湾(2019年)及びネパール(2023年)(甲A第609号証)において法律上同性間の婚姻が既に可能となっているが、タイでは、2024年3月に、下院においていわゆる同性婚法案が可決され(甲A第610号証)、同法案は同年6月に上院でも130対4という圧倒的多数の賛成により可決された(甲A第689号証、甲A第693号証)。法案は、法律上同性どうしが結婚した場合に税金の控除や相続、養子縁組みの権利など法律上男女間の結婚と同等の権利を認める内容で、今後、国王の承認を経て年内にも施行される見通しである(同上)。これにより、タイは、東南アジアでは初、アジアでは3つ目の法律上同性間の婚姻制度を導入した国となる予定である。

4 その他、2024年5月、リヒテンシュタインで法律上同性のカップルの婚姻を認める婚姻法の改正案が可決され、2025年1月1日から施行される予定であることが報道されている(甲A第611号証)。

第6 憲法学説

1 はじめに

控訴人らがこれまで主張してきたとおり、社会は変化してきている。特に、近年は、その変化の程度も著しい。かかる社会の加速度的な変化と足並みをそろえるように、近時の憲法学説も加速度的に変化している。

近年、憲法学説においても、憲法24条の「婚姻」にいわゆる同性婚を含むとする学説が、特に増加してきている傾向が認められる。

「2023年学会回顧」(甲A第686号証)において、木下昌彦教授は、「同性婚」をめぐる学会状況について、「特に、憲法学会の特徴としては、現行制度の合憲性の議論から現行制度は憲法上問題があることを前提に、同性愛者のためにいかなる法制度が憲法上要請されているか、特に、…同性カップルにも異性カップルと同様の『婚姻』を認めることが憲法上要請されるかといった議論へと軸足が移りつつある。とりわけ、今期は、若手を中心に、憲法適合的な同性婚法制を探求する重厚な論考が複数公表されている。」と評した。

木下昌彦教授の上記学会回顧に照らすと、憲法学会では、もはや、現行制度が違憲であることを前提とした上で、法律上同性のカップルの救済方法が問題となっており、法律上同性のカップルに「婚姻」が認められる方法が模索される段階に至っていることが認められる。

木下昌彦教授の「2023年学会回顧」は、近時の憲法学説は、社会の変化に応じて、憲法上で保障される「婚姻」にいわゆる同性婚を含む見解が急速に増加していることの一つの証左である。

以下、これまでの主張と重なる部分もあるが、憲法学説が急速に変化して

いることを、近時の憲法学説を整理しながら論じる。

2 これまで紹介した憲法学説の整理

(1) はじめに

控訴人らは、憲法が規律する「婚姻」にいわゆる同性婚を含むとする憲法学説を紹介してきたが、本準備書面において改めて整理をしておく。

(2) 駒村圭吾教授

駒村圭吾教授は、令和2年7月27日付「憲法24条2項についての意見書」(甲A第209号証)において、「憲法13条によって憲法24条1項の解釈が補正され、結果、同行の『婚姻の自由』の保護範囲も拡張されることになるのである(その意味で、原告が同性間の婚姻についても憲法24条1項の保障する婚姻の自由が妥当すると主張することは十分な理由があると言える。)」と述べている。

(3) 木村草太教授

木村草太教授は、令和3年4月19日付「札幌地裁判決を踏まえた意見書」(甲A第258号証)において、憲法の文言が、特定の対象に権利を保障しつつ、それ以外への権利保障を規定しない形で不合理な区別をしているように見える場合、判例・通説は類推適用を行ってき」ており、本件においても、憲法24条1項の「両性」を法律上の男女と解することは不合理な区別を生じさせる以上、憲法24条1項が保障する婚姻の自由は、法律上同性の者どうしのカップルも等しく享受するものと解すべきことを述べている。

(4) 巻美矢紀教授

巻美矢紀教授は、令和4年1月に出版された論文(甲A第345号証)において、「同性愛者にとっては同性でなければ結婚できないと考えられるのであって、同性婚の立法不作為は、法律婚の権利の中核に対する直接的制約であるだけでなく、同性愛者に婚姻制度のアクセスを永久に制限するもので、緩やかな審査基準ですらクリアーすることはできず、違憲である。」と述べる。巻美矢紀教授の上記見解は、憲法24条の「婚姻」にいわゆる同性婚を含むと直接言及したわけではないが、憲法が前提とする「婚姻」にいわゆる同性婚を含むことを前提とした内容である。

(5) 渋谷秀樹教授

渋谷秀樹教授は、令和4年2月1日付意見書(「憲法理論から見た同性婚の省察」)(甲A第195号証)において、以下のとおり改説したことを認めた。

「私は、かつて著わした体系書において、…なお、『同性間の婚姻が異性間の婚姻と同程度に保障されると解することは憲法の文言上困難である』(渋谷・前掲『憲法』463頁[第3版])とした。しかし、これは、異性間の関係だけが法的保護に値し同性間の関係は保護に値しない劣ったものとする社会通念を科学の面から支えていた精神医学と心理学において上記の知見の変更があったことを不覚にも知らずに記したものであった。この意見書をもって、この見解は誤りであったことを確認し、次の改訂では、『憲法は同性間の婚姻にも異性間の婚姻と同程度に保障を与え

ている』と改説したい。」

3 安西文雄意見書

安西文雄教授は、令和6年1月24日付意見書(甲A第598号証)において、「本稿は第二の選択肢、つまり『両性』には限定的趣旨はないとする立場をとるべきと考える。」、「憲法24条の婚姻の範囲から同性婚を除外することは、立法裁量の濫用となり、許されないのである。」などと述べ、憲法24条の婚姻に同性婚を含む解釈を採用する旨表明した。

4 若手の学者(中岡淳助教、今野周助教)

(1) はじめに

「2023年学会回顧」において、木下昌彦教授は、「同性婚」をめぐる学会状況について、「今期は、若手を中心に、憲法適合的な同性婚法制を探究する重厚な論考が複数公表されている。」(甲A第686号証)と評した。

社会が変化し続けている中では、近時の若手憲法学者の動向は、将来の動向を占う上で極めて重要である。以下、上記学会回顧でも紹介されちる若手憲法学者の見解を紹介する。

(2) 中岡淳助教

中岡淳助教は、以下のとおり、法律上同性間の婚姻を憲法13条で保障するという見解を提示している(甲A第687号証の3)。

具体的には、中岡淳助教は、「同性間の親密な関係形成を支えるための制度設営の作為請求権を『婚姻の自由』として憲法十三条後段を根拠に推

論することも可能であろう。」(甲A第687号証の3・109頁、110頁)、「立法者が異性間の婚姻に関して憲法二十四条二項の『個人の尊厳』に適合しない内容形成を行なった場合に、その要請に即した制度形成を求める請求権が異性間の『婚姻の自由』の権利内容から導かれるのと同様に、憲法十三条後段の同性間の『婚姻の自由』は、同条前段の『個人の尊重(尊厳)』原理に適合的な制度形成を求める請求権を含意していると解される。加えて、憲法二十四条二項の『両性の本質的平等』を配偶者間の権利義務関係の平等を要請するものと捉えるならば、同性間の場合における同様の要請を十三条前段の『個人の尊重(尊厳)』原理から推論することにも大きな支障はないであろう。」(甲A第687号証の3・110頁)、「憲法二十四条の保護範囲に同性婚が含まれなくとも、上述のように、異性間の婚姻の自由と同様の権利内容を備えた権利規範を憲法十三条から推論することができるため、権利内容の観点において、異性間と同性間とで条文上の根拠を区別したとしても不都合は生じない。」(同・110頁)と述べる。

以上のとおり、中岡淳助教の見解は、少なくともいわゆる同性婚を憲法13条後段で保障する見解である。かかる見解に照らすと、中岡淳助教が、少なくとも、憲法が保障する「婚姻」にいわゆる同性婚を含む見解であることは明らかである。

(3) 今野周助教

以下の内容は、これまでの憲法24条の婚姻にいわゆる同性婚を含むか否かを直接論じたわけではない。しかしながら、若手研究者である今野周助教は、本訴訟関連訴訟の札幌地裁判決を詳細に分析した上で、札幌地裁

判決が、いわゆる同性婚を最初に要請した判決であり、法律上同性間の関係を婚姻と規律すべきとした判決であるとする、札幌地裁判決の新たな読み方を提示した。裁判例におけるいわゆる同性婚の意味が変化している点において、重要な意義を有することから紹介しておく。

具体的には、今野周助教授は、札幌地裁判決の評釈において、「本判決の帰結に関して重要な問題は、本判決の違憲判断の理由から、違憲性解消のためにどのような措置が要請されるか、より具体的に言えば、同性婚の法制が必要か」である問題設定をした上で、「本判決には同性婚を要請した最初の裁判例という意義を与えられるべきである」、「『同性婚を要請する』ということの内実には、①同性間の関係を（パートナーシップなどではなく）婚姻として規律することと、②同性間と異性間の規律で内容が原則として等しいこと、の2つがありうる。」（甲A第688号証・42頁）と考えた上で、札幌地裁判決を「形式面での積極説に立つものとして読むべきである」（甲A第688号証・53頁）（つまり、札幌地裁判決が上記①に立つと読むべき）と論じた。

(4) 小括

以上のとおり、将来の憲法学説をリードしていく若手憲法学者は、憲法の「婚姻」にいわゆる同性婚を含む解釈を提案することで、法律上同性のカップルが婚姻をできるよう、社会の変化に応じた法的救済を模索している。

5 小括

以上のとおり、法律上同性のカップルを取り巻く社会の状況は絶え間なく

変化し続けているところ、数多くの実績を残した憲法学の重鎮から若手研究者まで、憲法の「婚姻」にいわゆる同性婚を含むという憲法学説を提案しながら、法律上同性カップルの法的救済を模索している。

このように近時の憲法学説は、社会状況の変化等に即応して急速な変化を遂げていることは明らかであり、その変化の傾向は、さらに進んでいくことも明らかである。

第7 まとめ

以上のとおりであり、国内及び諸外国における社会状況等の変化を総合的に観察すれば、日本において法律上同性間の法律婚を可能とする法制度を直ちに導入することには何らの支障もなく、また民意も十分に熟していてこれを待望する段階にあるということが出来る。

地方自治体や企業による様々な取組も、国による法律上同性間の法律婚制度の導入がここまで未実現であったことから、人権保護の欠缺を埋めるために行われてきた面があるのであり、こうした取り組みが行われているから性的少数者の人権保護に当面の不足はないとすることなどは背理である(なお、これまでの主張のまとめとして、現在に至る性的指向・性自認に関する世界と日本の社会状況等の変化一覧をまとめたものを、本準備書面に別紙2として添付する。)。

性的少数者の人権擁護のために既存の法制度を違憲とする等の積極的な判断を躊躇わない最高裁の姿勢も明らかになってきている状況にある以上、現行の制度が性的少数者の憲法上の人権を違法に侵害するものであることは客観的に明白であって、立法府における決断をこれ以上に後伸ばしにすることができる合理的な理由は一つもない。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

このようなことからすれば、国による立法不作為は、国家賠償法1条1項
の「違法」に該当することは明らかである。

以 上

別紙1 地方自治体による法律上同性のカップルの婚姻の法制化に関する議論
 の促進を求める意見書

	年月日	自治体	意見書等	証拠
1.	令和2年 9月23日	滋賀県甲賀市	ジェンダー平等社会の実現をめざす関係法令の整備を求める意見書(※「多様な家族のあり方を認め、同性婚を実現する民法改正を行うこと。」との記載あり。)	甲A694
2.	同年9月 23日	京都府長岡京市	同性婚の法制化に関する議論の促進を求める意見書	甲A695
3.	同年12 月16日	奈良県大和郡山 市	同性婚の法制化に関する議論の促進を求める意見書	甲A696
4.	同月17 日	東京都清瀬市	同性婚を認める民法改正等法整備を求める意見書	甲A697
5.	同月18 日	埼玉県久喜市	同性婚の法制化に関する議論の促進を求める意見書	甲A698
6.	令和3年 3月29日	京都府京田辺市	同性婚の法制化に関する議論の促進を求める意見書	甲A699

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

7.	同年6月 17日	北海道歌志内市	同性婚の法制化にむけた 議論の開始を求める意見 書	甲A670
8.	同年7月 8日	北海道札幌市	社会における性的マイノ リティーへの理解促進を 求める意見書(※「性的指 向によって婚姻すること が認められない不平等な 状況を早急に改めること が求められている。」との 記載あり。)	甲A700
9.	同年12 月22日	東京都小金井市	同性婚の法制化を求める 意見書	甲A701
10.	同年12 月22日	東京都町田市	同性婚を認める法改正に 向けた議論の促進を求め る意見書	甲A671
11.	令和4年 3月18 日	埼玉県八潮市	同性婚の法制化にむけた 議論の開始を求める意見 書	甲A702
12.	同年12 月16日	福岡県豊前市	同性婚の法制化に関する 議論の促進を求める意見 書	甲A483
13.	令和5年 3月17 日	大阪府堺市	LGBTQ+性的少数者への差 別を禁止する法律等制定 を求める意見書	甲A672
14.	同月24 日	滋賀県近江八幡 市	LGBT(性的少数者)の 人権と個人の尊厳を守る	甲A703

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

			社会の実現を求める意見書(※「同性婚を可能にする民法の改正を進められるよう強く要望します。」との記載あり。)	
15.	同月25日	東京都国立市	性的マイノリティの人権を守る法整備を求める意見書(※「婚姻制度についても、同性の二者並びにその子どもや親を社会の中で平等にあたりまえに包摂するために同性の二者が現行の制度を利用できるよう法整備する必要がある。」との記載あり。)	甲A704
16.	同月28日	東京都小金井市	性的少数者への差別を解消するための法制度を求める意見書(※「同性婚法制化を実現することを求める」との記載あり。)	甲A705
17.	同年6月23日	福岡県大牟田市	同性婚の法制化に向けた議論の促進を求める意見書	甲A706
18.	同月27日	福岡県福岡市	同性婚の法制化の議論を求める意見書	甲A482
19.	同年7月6日	埼玉県久喜市	同性婚の法制化を求める意見書	甲A673

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

20.	同年 7 月 7 日	東京都中野区	同性間の婚姻に関する議論を深めることを求める意見書	甲 A 4 8 1
21.	同年 9 月 2 1 日	鳥取県鳥取市	同性婚の法制化の議論を求める意見書	甲 A 7 0 7
22.	令和 6 年 3 月 2 7 日	大阪府大阪市	同性婚や事実婚を認める新たな法制度の確立に向けた議論の促進を求める意見書	甲 A 7 0 8

別紙 2 性的指向・性自認に関する世界と日本における各国社会の変化

時期	世界における社会の変化		日本における社会の変化	
	旧来の認識／		旧来の認識／	
	科学的知見の確立／法的倫理的認識の確立／同性婚法制化／国際社会から日本への是正勧告		裁判例／国の行政施策／立法府の動き／地方自治体の取組／弁護士会民間の取組／提言・意識調査・学説等	
19 世紀	◇ (旧来の認識) これ以前の中世・近世期、キリスト教圏では、同性間の性行為が宗教上の罪とされ、その後近代に入っても、イギリス・アメリカ・ドイツ等で、同性間の性行為は法的処罰(ソドミー法)の対象であった(甲 A140・86 頁)。	◇ (旧来の認識) 1890 年旧民法、1898 年明治民法制定。明治初期においては、男性間の性行為を処罰の対象とする御蔭条例(1872 年)もあり、男色を「悪習」として否定する見方が支配的であり、民法もこうした社会的認識のもとで策定される。同性間の親密な関係を、家族として保護すべきかどうかを検討される余地はなかった(甲 A171・6 頁)		
	◇ (旧来の認識) その後、1886 年ドイツの精神科医クラフト-エビングの「性的精神病質」初版発行。同性愛者を懲罰でなく治療をもって取り扱うべきであると主張する観点からではあるが、異性同士の性交を正常と考え、同性同士の精神的・身体的に親密な関係は異常とされた(甲 A140・82 頁)	◇ (旧来の認識) 1900 年代ころから、女学生等の親密な関係が新聞・雑誌等で報じられ、1911 年に起きた女学校卒業生同士の心中事件が報道された。1915 年の澤田順次郎・羽太鋭治「変態性欲論」では、同性間の性欲を「性欲本能の倒錯」等と論じた。1920 年代以降、クラフト-エビングやハヴロック・エリスなどの西洋の性科学の考えが輸入された。1930 年代には、女性同士の心中事件が猟奇的あるいは病理的事件として報じられ当事者を「変態」視する論調が強まった(甲 A174・9 頁～)		
20 世紀(戦前)	◇ (旧来の認識) ナチス支配下のドイツにおいて、同性愛者は抹殺の対象とされ、数万人のひとびとが同性愛者であるという理由で強制収容所に送られた。(甲 A140・81 頁)	◇ (旧来の認識) 1947 年、新憲法のもと、家制度の根柢を廃し、婚姻の自由という近代的婚姻の基本原理を徹底させるため民法改正。当時は、欧米においても同性愛を精神病理とする認識が未だ支配的であり、異性愛だけが人間の性の正常な在り方であるという通念を問う科学研究はまさに緒に就こうとする時代であり日本ではなおさら知られていなかった。このときの民法改正も、「異性愛規範」の限界からは逃れることができず、同性間の親密な関係や共同生活を家族として法的に保護することは検討対象とされなかった(甲 A600・10 頁)		
20 世紀(戦後)	◇ (科学的知見の確立) キンゼイ(1948 年、1953 年)、フォードとビーチ(1951 年)、フッカー(1957 年)らとその後継者らの研究において、同性愛が人の性の自然な在り方の一つであり、これを精神疾患として扱う医学的根拠がないことを実証的に明らかにした。これによって同性愛当事者らによる人権獲得運動が高まる(甲 A140・87 頁)	◇ (科学的知見の確立) キンゼイ(1948 年、1953 年)、フォードとビーチ(1951 年)、フッカー(1957 年)らと「ストーンウォール事件」が起こる。この事件は、同性愛解放運動という新しい社会運動を生み出し、ゲイ解放グループが、アメリカ、カナダ、オーストラリア、西ヨーロッパの主要な都市や大学に誕生(甲 A140・89 頁)		
1969 年	◇ (法的倫理的認識の確立) 1969 年 6 月 27 日、アメリカ・ニューヨークのグリニッジヴィレッジで、「ストーンウォール事件」が起こる。この事件は、同性愛解放運動という新しい社会運動を生み出し、ゲイ解放グループが、アメリカ、カナダ、オーストラリア、西ヨーロッパの主要な都市や大学に誕生(甲 A140・89 頁)	◇ (科学的知見の確立) アメリカ精神医学会が、同性愛そのものは精神障害と扱わないことを決定。上記決定により「精神障害の診断と統計マニュアル第二版(DSM-II)」の 7 刷以降、「性的逸脱 Sexual Deviations」の項目から「同性愛 Homosexuality」が削除された(甲 A30-1, 30-2・380 頁)。		
1973 年	◇ (科学的知見の確立) アメリカ精神医学会が、同性愛そのものは精神障害と扱わないことを決定。上記決定により「精神障害の診断と統計マニュアル第二版(DSM-II)」の 7 刷以降、「性的逸脱 Sexual Deviations」の項目から「同性愛 Homosexuality」が削除された(甲 A30-1, 30-2・380 頁)。	◇ (科学的知見の確立) アメリカ心理学会が、「同性愛そのものは、判断能力、安定性、信頼性及び一般的な社会的能力や職業能力における障害を意味しない。」との代議員大会決議を採択(甲 A3-1, 3-2)。		
1975 年 1 月				

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

	世界における社会の変化	日本における社会の変化
	科学的知見の確立/法的倫理的認識の確立/同性婚法制化/国際社会から日本への是正勧告	旧来の認識/ 裁判例/国の行政施策/立法府の動き/地方自治体の取組/弁護士会民間の取組/提言・意識調査・学説等
時期		
1981年	◇ (法的倫理的認識の確立) 性的指向については、1981年に北アイルランドのソドミー法が条約上の人権を侵害すると判断されたことを皮切りに、成人同性間の性行為を処罰することがヨーロッパ人権条約8条の「私生活の尊重を受ける権利」を侵害するとの判例が確立した(甲A36・148頁、152頁)。	
1987年	◇ (科学的知見の確立) DSMが、同性愛に関する用語を精神障害の項目から全て削除(甲A54・985-990頁、甲A31-1、31-2)。	
1991年		◇ (裁判例) 東京都教育委員会(石川忠雄委員長)が1990年4月、「男女は別室に泊まらなければならぬ」という慣例(男女別室ルール)をたてに同性愛者の宿泊利用を拒否したことから、「動くゲイとレズビアンのかい」(旧称アカー)が東京都に損害賠償請求訴訟を提訴(府中青年の家事件)。1994年3月30日に原告側勝訴判決(甲A6)
1992年	◇ (科学的知見の確立) WHOによる「国際疾病分類(ICD)」のICD-10で、「同性愛」が独立の診断名から削除され、「性的指向それ自体は障害とみなされない」と明記された(甲A32・ICD-9、甲A33-1、33-2)。	
1994年3月31日	◇ (法的倫理的認識の確立) 国連自由権規約人権委員会は、自由権規約第2条第1項(差別なき人権尊重と保護の義務)及び同第26条(平等及び差別禁止と差別からの保護)の「性(sex)」には「性的指向を含む」として、主要人権条約における条約委員会(条約の履行監視や個人通報に対する判断を行う)として初めて同性愛を人権問題と位置づけた(甲A37-1・本文3.7、甲A37-2・12頁) ◇ (法的倫理的認識の確立) 同条項は、法の下での平等を定めるものであるところ、本条の「性」に性的指向が含まれることについて、自由権規約委員会は、トウーネン対オーストラリア事件(CCPR/C/50/D/488/1992)において明確に示した(甲A37)	
1997年		◇ (裁判例) 府中青年の家事件第一審原告側勝訴判決(1994年3月30日)を受けた後、東京都が控訴したが、控訴審においてもアカー側勝訴判決が下される(甲A57)
2000年	◇ (同性婚法制化) オランダ(甲A103・66頁、68頁)	◇ (立法府の動き) 「人権教育及び人権啓蒙の推進に関する法律」成立 ◇ (地方自治体の取組) 東京都人権施策推進指針(2000年)に、「同性愛者をめぐるさまざまな問題」が人権問題として記載された(甲A86・8頁)
2002年3月		◇ (国の行政施策) 人権教育及び人権啓蒙の推進に関する法律に基づく「人権教育・啓蒙に関する基本計画」を閣議決定。「同性愛者への差別といった性的指向に係る問題」について「その解決に資する施策の検討を行う」と明記(甲A590・第4章、2(12)) ◇ (国の行政施策) 法務省は、同年から、上記法律に基づいて行われる「人権週間強調事項」(2009年から「啓蒙活動強調事項」)においても、性的指向を理由とする差別の禁止を明記(法務省人権擁護局は、2009年以降、「主な人権課題」として「(13) 性的指向」を掲げ、「『男性が男性を、女性が女性を好きに

34

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

	世界における社会の変化	日本における社会の変化
時期	旧来の認識／ 科学的知見の確立／法的倫理的認識の確立／同性婚法制化／国際社会から日本への是正勧告	旧来の認識／ 裁判例／国の行政施策／立法府の動き／地方自治体の取組／弁護士会民間の取組／提言・意識調査・学説等
		なる』ことに対しては、根強い偏見や差別があり、苦しんでいる人々がいます。性的指向を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。」と啓発活動を行っている (甲 A 76)
2003 年 6 月	◇ (同性婚法制化) ベルギー (甲 A 103・66 頁、68 頁)	
2003 年 7 月		◇ (立法府の動き) 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 (平成 15 年 7 月 16 日法律第 111 号)」成立。「性別の取扱いの変更」が可能となった
2003 年	◇ (法的倫理的認識の確立) 異性カップルに認められている遺族年金の同性カップルへの不支給の違法性が争われたヤング対オーストラリア事件 (CCPR/C/78/D/941/2000) においても、本条の「性」に性的指向が含まれるとして、性別または性的指向に基づいて申立人への遺族年金支給を拒否したことは、規約第 26 条で規定される法の下での平等に反すると結論づけた (甲 A 55)	
2005 年 7 月	◇ (同性婚法制化) スペイン、カナダ (甲 A 103・66 頁、68 頁)	
2006 年	◇ (法的倫理的認識の確立) 性的指向と性自認に関する国際人権法の適用に関するジョージヤカルタ原則 (甲 A 38-1、38-2 (訳文)) の採択。同原則は、世界人権宣言に始まる既存の国際人権文書が、性的指向及び性自認によって差別されることなく適用可能であり、性的指向や性自認によって制限されなければならないことを明確にした	
2006 年 11 月	◇ (同性婚法制化) 南アフリカ (甲 A 103・66 頁、68 頁)	

25

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

時期	世界における社会の変化 旧来の認識／ 科学的知見の確立／法的倫理的認識の確立／同性婚法制化	日本における社会の変化 旧来の認識／ 裁判例／国の行政施策／立法府の動き／地方自治体の取組／弁護士会民間の取組／提言・意識調査・学説等
2008年 10月	◇ (国際社会から日本へは正勧告等) いわゆる自由権規約に関する第5回日本の政府報告書審査における自由権規約委員会の総括所見 (2008年10月30日) においては、主要な懸念事項と勧告として、 「29. 委員会は、婚姻したあるいは婚姻していない異性のカップルに対してのみ適用され、もって婚姻していない同性のカップルが公営住宅を賃借することを事実上妨げている公営住宅法第23条1項や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律による保護から同性のカップルが排除されていることに例証されているように、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及び性同一性障がいの人々に対して、雇用、住居、社会保障、健康保険、教育及び法によって規制されたその他の領域における差別があることに、懸念を有する(規約2条(1)及び26条)。締約国は、差別禁止の事由に性的指向を含めるよう法律を改正することを検討すべきであり、また委員会の規約第26条についての解釈(注1)Young v. Australia, Communication No. 901/1999 and X v. Colombia, Communication No. 1361/2005. 参照。)に沿って、婚姻していない同居している異性のカップルに付与されている便益が、婚姻していない同居している同性のカップルに対しても同等に付与されることを確保すべきである。」と指摘された (甲A100-1, 100-2・9頁)	
2008年 12月	◇ (法的倫理的認識の確率) 2008年12月の第63回国連総会に「性的指向及び性自認に関する宣言」と題する66か国の共同声明が提出され、採択された (甲A279-1)	◇ (国の行政施策) 日本は、左記の声明につき原案提出国の一つとして名前を連ねていた (同左)
2008年	◇ (同性婚法制化) ノルウェー (甲A103・66頁、68頁)	
2009年	◇ (同性婚法制化) スウェーデン (甲A103・66頁、68頁)	◇ (国の行政施策) 啓発活動強調事項の平成30年度版で「(14) 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」との項目が掲げられ、「同性愛者など性的指向に関する少数派の人々への根強い偏見があり、場合によっては職場を追われるなど社会生活の様々な場面で人権問題が発生しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。」とされている (甲A76)
2010年	◇ (同性婚法制化) ポルトガル、アイスランド、アルゼンチン (甲A103・66頁、68頁)	
2010年 12月		◇ (国の行政施策) 2010年12月に決定した「第3次男女共同参画基本計画」(内閣府)において、性的指向や性同一性障害を理由として困難に置かれている場合について人権教育・啓発活動を促進すること等が明記 (甲A281-1, 2)
2011年 6月	◇ (法的倫理的認識の確立) 国連人権理事会が、「人権、性的指向及び性自認」と題する決議(A/HRC/RES/17/19)を採択 (甲A39-1, 甲A39-2)。同決議は、世界のあらゆる地域での、性的指向及び性自認を理由とした暴力や差別に重大な懸念を表明し、人権高等弁務官に対し、差別的な法律や法の運用、性的指向や性自認を理由とする個人に対する暴力について、同年12月までに、全世界的な調査を行うことを要請し、その報告を受け討議するためのパネルを開催すること、この問題に引き続	

36

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

時期	世界における社会の変化	日本における社会の変化
	科学的知見の確立/法的倫理的認識の確立/同性婚法制化/国際社会から日本への是正勧告 旧来の認識/	裁判例/国の行政施策/立法府の動き/地方自治体の取組/弁護士会民間の取組/提言・意識調査・学説等 旧来の認識/
2012年	き取り組むことを謳っている	
2012年	◇ (同性婚法制化) デンマーク (甲A103・66頁、68頁)	◇ (地方自治体の取組) 大阪府泉南市「男女平等参画推進条例」施行 (甲A88)
2013年	◇ (同性婚法制化) ウルグアイ、ニュージーランド、ブラジル、フランス、英国 (甲A103・66頁、68頁)	◇ (地方自治体の取組) 東京都文京区「男女平等参画推進条例」施行 (甲A89)
2013年 5月	◇ (国際社会から日本への是正勧告等) いわゆる社会権規約の第3回日本の政府報告書審査における社会権規約委員会 (2013年5月17日) においては、主な懸念事項及び勧告として、「10. 委員会は、締約国が法改正を行う際、本規約の下での義務の遵守を確保しようと努力しているものの、規約の権利に関する限りにおいて、女性、非嫡出子及び同性のカップルに対する差別的規定が締約国の法制度に存在し続けていることに懸念をもって留意する(第2条2)。委員会は締約国に対して、これらの人々を本規約の権利の行使及び享受に関連して直接的又は間接的に差別をしないことを確保するため、関連する法律を包括的に検討し、必要な場合には、改正することを要求する。」と指摘された (甲A102-1、102-2 (訳文)・2頁)	
2014年		◇ (地方自治体の取組) 東京都多摩市「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」施行 (甲A90)
2014年 8月	◇ (国際社会から日本への是正勧告等) 自由権規約第6回日本の政府報告書審査における自由権規約委員会の総括所見 (2014年8月20日) においては、主要な懸念事項と勧告として、「11. 委員会は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの人々に係る社会的嫌がらせ及び非難についての報告、及び自治体によって運営される住宅制度から同性カップルを排除する差別規定についての報告を懸念する(第2条及び第26条)。締約国は、性的指向及び性別認識を含む、あらゆる理由に基づく差別を禁止する包括的な反差別法を採択し、差別的被害者に、実効的かつ適切な救済を与えるべきである。締約国は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの人々に対する固定概念及び偏見と闘うための啓発活動を強化し、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの人々に対する嫌がらせの申立てを捜査し、またこうした固定概念、偏見及び嫌がらせを防止するための適切な措置をとるべきである。締約国はまた、自治体レベルで、公営住宅制度において同性カップルに対し適用される入居要件に残っている制限を除去すべきである。」とされた (甲A101-1、101-2・4頁目)	
2015年	◇ (同性婚法制化) ルクセンブルク (甲A103・69頁)	◇ (地方自治体の取組) 渋谷区「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」成立 (甲A94)
	◇ (法的倫理的認識の確立) 国連人権理事が、2011年6月と同様の決議を再び行った (甲A121・4頁)	

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

時期	世界における社会の変化	日本における社会の変化
	科学的知見の確立/法的倫理的認識の確立/同性婚法制化/国際社会から日本への是正勧告 旧来の認識/	裁判例/国の行政施策/立法府の動き/地方自治体の取組/弁護士会民間の取組/提言・意識調査・学説等 旧来の認識/
2015年 6月	◇ (同性婚法制化) 米国連邦最高裁違憲判断: 法律上同性の者との婚姻を禁止する州法のあるミシガン、ケンタッキー、オハイオ及びテネシー各州の原告らが、各州法を違憲として法律上同性の者との婚姻を法的に認めるよう求めた訴えに対し、アメリカ連邦最高裁は、同性間の結婚を禁止する州法を違憲とする判断を示し、全州において同性カップルの結婚が法的に認められるようになった (甲A108・218頁)	
2015年 7月		◇ (弁護士会)「法律上同性の者との婚姻が認められないことは人権侵害に該当する」として、日本弁護士連合会に人権救済申立 (甲A110)
2015年 11月	◇ (同性婚法制化) アイルランド (甲A103・70頁)	◇ (地方自治体の取組) 渋谷区でパートナーシップ証明制度開始 (甲A95)
2016年 4月	◇ (同性婚法制化) コロンビア憲法裁判所判決において、同性婚が憲法によって保障されていることが明らかにされる (甲A103・72頁)	
2016年	◇ (法的倫理的認識の確立) 国連人権理事会が、性的指向・性自認による人権侵害を研究調査する「独立専門家」を任命し取り組みを強めた (甲A121・4頁)	◇ (提言) 日本家族(社会と法)学会は、第33回学術シンポジウムで、「異性又は同性の二人の者は、婚姻をすることができる」との規定の新設を提案 ◇ (立法府の動き) 当時の民進党、共産党、社民党、生活の党が、「性的指向・性自認による差別解消法(案)」を国会に提出 (甲A189)
2017年		◇ (地方自治体の取組) 東京都武蔵野市「男女平等の推進に関する条例」施行 (甲A91)
2017年 3月	◇ (同性婚法制化) フィンランド (甲A103・69頁)	◇ (裁判例) 20年以上日本人同性パートナーと連れ添ってきた台湾籍男性が、オーバーステイにより退去強制処分がなされたことについて、在留特別許可を認めるよう退去強制令書発付処分等取消を求める訴訟を東京地裁に提起 (甲A58・59)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

時期	世界における社会の変化 旧来の認識／ 科学的知見の確立／法的倫理的認識の確立／同性婚法制化／国際社会から日本への是正勧告	日本における社会の変化 旧来の認識／ 裁判例／国の行政施策／立法府の動き／地方自治体の取組／弁護士会民間の取組／提言・意識調査・学説等
2017年 5月	◇ (同性婚法制化) 台湾大法官解釋：大法官は、「婚姻通称にある配偶者のいない者は、本来結婚の自由を有しており、それには『結婚するかどうか』と『誰と結婚するか』の自由が含まれる…。この自己決定は人格の健全なる発展および人間の尊厳の護持にかかわり、重要な基本権であり、憲法第22条の保障を受けるべきである。性別を同じくする両名が共同生活を営むという目的により…永続的な結合関係を成立させても…異性婚が構築してきた既存の社会秩序を変更することもない。そればかりか異性婚とともに社会を安定させる基盤となりうる。」「親密で、排他的な永続的結合関係を成立させる必要性、能力、意欲、渴望などの生理的、心理的要素について言うなら、その不可欠性は、同性に性指向が向かう人と異性に性指向が向かう人との間に何ら違いはなく、いずれも憲法22条の結婚する自由を保障されるべきである。」「性的指向を分類の基準としてなされる差別的扱いには、より厳格な審査基準を適用して、その合憲性を判断すべきである。」と述べて、差別的取扱いに合理的理由がなく平等原則に違反すると判断した (甲A109-1, 109-2)	◇ (民間の取組) 一般社団法人日本経済団体連合会(経団連)が「ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に向けて」という提言を発表し、傘下企業に同性愛者等を含む性的少数者の理解促進や差別禁止の必要性を呼びかけ (甲A99)
2017年 9月	◇ (同性婚法制化) マルタ (甲A103・75頁)	◇ (提言) 日本学術会議は、「個人の利益を否定する強力な国家的ないし社会的利益が存在しない限り、個人の婚姻の自由を制約することは許されない」として、「婚姻の性中立化は必須であり、そのための民法改正が求められる」とする提言を発表した。(甲A121・8～11頁)
2017年 10月	◇ (同性婚法制化) ドイツ (甲A103・76頁)	
2017年 12月	◇ (同性婚法制化) オーストラリア (甲A103・79頁)	
2018年		◇ (地方自治体の取組) 東京都国立市「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」施行 (甲A92)、東京都「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」施行 (甲A93) ◇ (弁護士会) 北海道弁護士会連合会は、異性間では認められている婚姻が同性間では認められていないことが、同性間での婚姻を求める者に対する人権侵害にあたるとして、「同性カップルの家族としての関係を法的に保障するため、婚姻制度の平等を求める決議」を行った (甲A125)
2018年 4月		◇ (裁判例) 大阪府内の男性が40年以上連れ添った同性パートナーの葬儀に配偶者としての参列を拒まれたなどとして、パートナーの妹に700万円の慰謝料などを求める訴訟を大阪地裁に提起 (甲A61)
2018年 7月		◇ (地方自治体の取組) 全国の20の指定都市の市長による指定都市市長会が、「国は(略)パートナーシップ制度を含めた性的少数者への理解促進や自治体の取組を促進するような支援を行うことが必要」などとする国に対する「性的少数者に係る窓口の一元化及びパートナーシップ制度の取組の強化に関する

	世界における社会の変化	日本における社会の変化
時期	科学的知見の確立／法的倫理的認識の確立／同性婚法制化／国際社会から日本への是正勧告 旧来の認識／	旧来の認識／ 裁判例／国の行政施策／立法府の動き／地方自治体の取組／弁護士会民間の取組／提言・意識調査・学説等 指定都市市長会要請」を全会一致で採択し、同要請を内閣府に提出 (甲 A97、98)
		◇ (立法府の動き) 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 72 号) による民法の相続法分野の改正の際の国会審議においては、特別の寄与が認められる対象の範囲を親族に限定するか否かが議論となり、親族に限定すべきではないとの立場から、同性パートナー保護の主張がなされ、参考人招致もなされた (甲 A77 ないし 79)。結果として、親族に限定する内容の改正となったが、附帯決議において、「二 性的マイノリティを含む様々な立場にある者が遺言の内容について事前に相談できる仕組みを構築するとともに、遺言の積極的活用により、遺言者の意思を尊重した遺産の分配が可能となるよう、遺言制度の周知に努めること。」として同性愛者等の権利保護の必要性が明示された (甲 A80 ないし 82) ◇ (裁判例) 同性パートナーを殺害された男性が、同性を理由に国の犯罪被害給付制度に基づく遺族給付金を不支給とした愛知県公安委員会の裁定は違法として、同県を相手に取り消しを求める訴訟を名古屋地裁に提起 (甲 A55、56)
2018 年 9 月		◇ (提言) 在日アメリカ商工会議所 (A C C J) による日本政府に対する同性カップルへの婚姻の権利を認めるための提言 (甲 A122) 在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所 (A N Z C C J)、在日英国商工会議所 (B C C J)、在日カナダ商工会議所 (C C C J) 及び在日アイルランド商工会議所 (I J C C) が共同声明に加わっていたが (甲 A123)、その後、在日デンマーク商工会議所 (D C C J) も支持を表明するに至った (甲 A124) 本提言は、その後も、アップデートが続けられている
2018 年 10 月		◇ (弁護士会) 2018 年 1 0 月 2 5 日、東京弁護士会の職印を対象とする就業規則について法律上異性の法律婚及び事実婚の夫婦のみを対象としていた各種休暇制度と給付制度につき、同性パートナーを持つ職員にも適用するとの改正が行われた (甲 A625)
2019 年 1 月	◇ (同性婚法制化) オーストラリア (甲 A103・77 頁)	

	世界における社会の変化	日本における社会の変化
時期	科学的知見の確立／法的倫理的認識の確立／同性婚法制化／国際社会から日本への是正勧告	裁判例／国の行政施策／立法府の動き／地方自治体の取組／弁護士会民間の取組／提言・意識調査・学説等
2019年 2月		旧来の認識／ ◇ (裁判例) 2月14日、「結婚の自由を全てのの人に」訴訟の提訴 ◇ (立法府の動き) 第198回国会衆議院予算委員会において、尾辻かな子衆議院議員は、政府に対し、同性間の婚姻に関する質問を行った (甲A83・21頁)。その中で、尾辻議員から、同性間の婚姻制度を巡る世界的状況や国内の状況を踏まえつつ、民法で同性間の婚姻を規定することは憲法上許容されるかどうか等の質問がなされた (甲A83・22頁の一番下の段)。これに対し、山下国務(法務)大臣からは、要旨、憲法24条第1項において性別が同一である婚姻の成立を認めることは想定されていない(本訴訟における国側の「反論」と、全く軌を一にしている。)、そして同性間の婚姻を認めるかどうかは家族のあり方の根幹にかかわる問題であり国民的な議論が必要であるから極めて慎重な検討を要する、といった回答に終始した。) ◇ (提言) 日本組織内弁護士協会(JILA)は、日本において同性カップルの婚姻の権利を法律上認めるべきとの提言を行った (甲A127)
2019年 3月		◇ (裁判例) 1994年から日本人の同性パートナーと同居し共同生活を行ってきた台湾籍男性に対するオーパスデティによる退去強制処分に対し在留特別許可を求めるための退去強制令書発付処分等取消請求訴訟 (甲A58・58)につき、被告の国が処分取消し及び在留特別許可を下すこととなり、これを受けて原告が訴えの取下げを行ったことにより同事件が終結
2019年 5月	◇ (同性婚法制化) 台湾においては、同大法官解釋に基づき、同性間の婚姻を法制化するための法案が閣議決定され、特別法が成立(同年5月24日に施行済み。)(甲A104)	◇ (弁護士会) 福岡県弁護士会が、同性間の婚姻の自由の保障を求めて、「すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める決議」を公表 (甲A126)
2019年 6月	◇ (同性婚法制化) エクアドル憲法最高裁が、結婚に関する現在の法律は差別的だとして違憲と認定し、同性間の婚姻を認める判決を下した (甲A105)	◇ (立法府の動き) 立憲民主党、共産党及び社民党の野党3党が、同性間の婚姻を可能とするために必要な法整備を行い婚姻の平等を実現するための民法改正案(婚姻平等法案)を国会に提出 (甲A84)

	世界における社会の変化	日本における社会の変化
時期	科学的知見の確立／法的倫理的認識の確立／同性婚法制化／国際社会から日本への是正勧告	裁判例／国の行政施策／立法府の動き／地方自治体の取組／弁護士会民間の取組／提言・意識調査・学説等 旧来の認識／
2019年 7月		◇ (立法府の動き) 日本維新の会が、参議院選挙で掲げる公約の原案を公表し、その中で、「同性婚を認める」と明記 (甲A85・4頁(3)、⑬参照) ◇ (弁護士会) 日弁連が、同性の当事者による婚姻に関する意見書を発表 (甲A111)。同性間の婚姻が認められていないことについて、憲法13条、14条に照らし重大な人権侵害であり、憲法24条は同性間の婚姻を法律で認めることを禁止していないことを述べ、国は、同性間の婚姻を認め、これに関連する法令の改正を速やかに行うべきであるとの意見を表明
2019年 9月		◇ (裁判例) 宇都宮地方裁判所真岡支部が、長期間同居し、米国で結婚した同性カップルのうち、不貞行為をきっかけに関係が破綻したこととで一方が他方に対して損害賠償を求めている事件に関して、請求を認容する判断を行った (甲A35-1)。裁判所は、「同性のカップルであっても、その実態に応じて、一定の法的保護を与える必要性は高い」ということができる (甲A35-1・13頁)と判示し、同性同士の関係性に法的保護を与えることを明示 (なお、「憲法24条1項 (は) …およそ同性婚を否定する趣旨とまでは解されないから (甲A35-1・13頁)」とも判断して、憲法24条1項が同性婚を否定することはできないことを述べている) ◇ (その他) 国立社会保障・人口問題研究所による「全国家庭動向調査」の第6回の調査結果によると、かかる調査対象となった既婚女性6142票の集計結果において、同性カップルについては、75.1%がなんらかの法的保障が認められるべきであり、69.5%が同性間の婚姻を法律で認めるべきと考えられている (甲A264。)
2019年 10月		◇ (弁護士会) 2019年10月29日、神奈川県弁護士会にて、「同性間の婚姻を認める法制度の整備を求める会長声明」を発表 (甲A424)
2019年 12月		◇ (裁判例) 2019年12月12日、東京地方裁判所において、経産省がトランスジェンダー女性に女性用トイレの使用に関する制限を設けないこと等を要求事項として行政措置の要求を認めないとした処分取消請求等に関し原告一部勝訴の判決を下す (甲A29)
2020年 1月		◇ (立法府の動き) 2020年1月30日、第201回国会・参議院予算委員会において、法務大臣の森まさこ氏が、同性同士の婚姻を認めるか否かに関する石川大我議員の質問に対し、「この国会の御議論や国民の皆様のお声にしっかりと耳を傾けて、時代の流れや様々な要請に応じて見直していくことは重要

	世界における社会の変化	日本における社会の変化
時期	旧来の認識/ 科学的知見の確立/法的倫理的認識の確立/同性婚法制化/国際社会から日本への是正勧告	旧来の認識/ 裁判例/国の行政施策/立法府の動き/地方自治体の取組/弁護士会民間の取組/提言・意識調査・学説等 でございす」と答弁 (甲A190)
2020年 3月		◇ (裁判例) 2020年3月4日、上記宇都宮地裁真岡支部判決 (甲A371) の控訴審判決が下され、同性カップルについて、「男女が相協力して夫婦としての生活を営む結合としての婚姻に準ずる関係にあった」と認定、当事者が「互いに、婚姻に準じる関係から生じる法律上保護される利益を有する」として、一審判決を維持 ◇ (意識調査) 2020年3～4月にかけて、朝日新聞と東京大学の谷口将紀研究室が行った全国3000人の有権者を対象とした調査において、自民党支持者においても、同性婚に「賛成」「どちらかと言えば賛成」と答えた者が2017年の17%から41%に増加、「反対」の29%を明確に上回る (甲A263)
2020年 4月		◇ (地方自治体の取組) 2020年4月1日、大阪市において、犯罪被害にあったひととその家族に支払う給付金につき同性パートナーが被害があった場合にも適用するとする制度を開始 (甲A131)。同様の制度を、同年8月1日、札幌市も導入 (甲A132, 616) ◇ (学説) 2020年4月刊行の高橋和之教授「立憲主義と日本国憲法」(有斐閣、第5版)において、憲法24条は同性間の結婚まではカバーしていないというのが「通説である」とした従前の記述を改め、「通説であった」とする (甲A202)
2020年 5月	◇ (同性婚法制化) 2020年5月26日、コスタリカ共和国において同性間の婚姻が認められる (甲A667)	◇ (国の行政施策) 2020年5月8日、厚生労働省委託事業として委託した三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に令和元年度「職場におけるダイバーシティ推進事業報告書」の発表。同性パートナーに慶弔休暇を適用する企業は全体の16.1%、また家族手当を適用している企業は全体で8.7%に及んでいることが明らかになった (甲A125, 622)
2020年 6月		◇ (地方自治体の取組) 2020年6月30日までに、全国各自治体でのパートナーシップ制度申請件数は、1052件を数える (甲A329) ◇ (地方自治体の取組) 世田谷区が2020年6月11日、新型コロナウイルス感染症にり患して死亡した場合に遺族が受領できる傷病手当金につき同性パートナーも申請できるようにすると発表 (甲A130) また同区は2020年4月1日より同性パートナーがいる区職員についても結婚休暇等の取得を異性パートナーがいる区職員と同様に認めることとしている (甲A619) ◇ (立法府の動き) 2020年6月1日、改正労働施策総合推進法が施行。同改正法に基づく指針において、性的指向・性自認に関するハラスメントや、「アウティング」も含めたパワハラ防止措置をとるべきものとされた (甲A71)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

時期	世界における社会の変化 科学的知見の確立／法的倫理的認識の確立／同性婚法制化／国際社会から日本への是正勧告 旧来の認識／	日本における社会の変化 旧来の認識／ 裁判例／国の行政施策／立法府の動き／地方自治体の取組／弁護士会民間の取組／提言・意識調査・学説等
2020 年 8 月		◇ (意識調査) 2020 年 8 月 31 日、ライフネット生命保険株式会社が宝塚大学看護学部日高庸晴教授に委託した「第2回LGBT当事者の意識調査」において、LGBT当事者の約7割が「5年前に比べて性的指向や性自認の多様性が尊重される世の中になってきている」、当事者の約6割が「同性婚」を望み、若年層にその傾向がより顕著であることが明らかとなった (甲A256)
2020 年 10 月		◇ (地方自治体の取組) 2019 年 9 月 1 日以降 2020 年 10 月 1 日時点までに、大阪府を含む全国 36 の地方自治体がパートナーシップ制度を導入。同日現在で、合計 60 の自治体がパートナーシップ制度を導入したこととなり、日本の総人口の約3割にあたる人々が同性カップルを家族と認める自治体のもとで暮らしていることとなった
2020 年 11 月		◇ (意識調査) 2020 年 11 月 29 日、広島修道大学の河口和也教授らによる「性的マイノリティについての意識」2019 年(第2回)全国調査」報告が行われる。同性間の婚姻制度の導入に賛成する人は、全体で 64.8%に上り、中でも 20～30 代の賛成率は 8 割を超えることなどが明らかとなった (甲A267)
2021 年 3 月		◇ (弁護士会) 2021 年 3 月 8 日、東京弁護士会は、「同性カップルが婚姻できるための民法改正を求める意見書」を発表 (甲A191) ◇ (裁判例) 2021 年 3 月 17 日、札幌地方裁判所において、「結婚の自由を全てのの人に」訴訟に関し、同性間の婚姻を認める規定を設けていない民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定について憲法 14 条 1 項に違反すると認めた判決がくだされる (甲A171) ◇ (弁護士会) 2021 年 3 月以降、上記札幌地方裁判所判決を受けて、宮崎県弁護士会、沖縄弁護士会、札幌弁護士会、福岡弁護士会、茨城県弁護士会、熊本県弁護士会、埼玉県弁護士会、山口県弁護士会、鹿児島県弁護士会より、国に対し同性間の婚姻を可能とする法制度を早急に整備するよう求める会長声明や談話がだされる (甲A492～496) ◇ (裁判例) 2021 年 3 月 19 日、最高裁判所において、上記宇都宮地裁真岡支部判決への控訴審判決について、上告が退けられ確定、元パートナーに対する 110 万円の損害賠償を命じた一、二審判決が確定
2021 年 5 月		◇ (学説) 2021 年 5 月 3 日付日経新聞記事において、辻村みよ子教授が、憲法 24 条 1 項の「両性」は男女の夫妻に限らないというのが今では多数説になっている旨述べる (甲A202) ◇ (学説) 2021 年 5 月刊行の渋谷秀樹著「憲法を読み解く」(有斐閣)において、上記札幌地裁判決を引用しつつ、真摯な意思をもって共同生活を営もうとする同性カップルを多数派が否定するのは個人の尊重

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

時期	世界における社会の変化		日本における社会の変化	
	旧来の認識/ 科学的知見の確立/法的倫理的認識の確立/同性婚法制化/国際社会から日本への是正勧告		旧来の認識/ 裁判例/国の行政施策/立法府の動き/地方自治体の取組/弁護士会民間の取組/提言・意識調査・学説等	
2021年 6月			に反すると論じられる (甲A203)	
			◇ (地方自治体の取組) 2020年10月1日以降2021年6月30日時点までに、更に42の地方自治体がパートナーシップ制度を導入し、同日現在で、合計102の自治体がパートナーシップ制度を導入したことになる。これにより日本の総人口の1/3以上にあたる人々が同性カップルを家族と認める自治体のもとなつてきた。 ◇ (弁護士会) 2021年6月22日愛知県弁護士会より札幌地裁判決を受け国に対し同性間の婚姻を可能とする法制度を早急に整備するよう求める会長声明がなされる (甲A479)	
2021年 7月			◇ (弁護士会) 2021年7月14日神奈川県弁護士会より札幌地裁判決を受け国に対し同性間の婚姻を可能とする法制度を早急に整備するよう求める会長声明がなされる (甲A492-1)	
2021年 11月			◇ (弁護士会) 2021年11月19日、近畿弁護士会連合会において「同性間の婚姻に関する法改正を求める決議」がなされる (甲A492-2) ◇ (弁護士会) 2021年11月26日、中国地方弁護士会連合会において「性の多様性を尊重し、LGBTsの human rights を擁護する地域社会の実現と法的整備を求める決議」がなされる (甲A493)	
2021年 12月		◇ (同性婚法制化) 2021年12月7日、チリの国会において同性婚を認める法案が可決された (甲A532)	◇ (弁護士会) 2021年12月23日、東北弁護士会連合会において「すべての人にとって平等な婚姻制度の実現とパートナーシップ認証制度の創設を求める決議」がなされる (甲A494) ◇ (地方自治体の取組) 2021年12月15日、小金井市議会において同性婚の法制化を求める意見書を提出することが可決された (甲A637、638)	
2022年 2月			◇ (弁護士会) 福島県弁護士会において「セクシュアルマイノリティに対する偏見や差別をなくし、性的指向又は性自認にかかわらず人権が保障され、すべての人が自分らしい生活を送ることができる地域社会を作ることを求める決議」がなされる (甲A496)	
2022年 3月		◇ (同性婚法制化) チリ 同性婚開始 (甲A528)		
2022年 7月		◇ (同性婚法制化) スイス 同性婚開始 (甲A354)	◇ (意識調査) 第7回全国家庭動向調査 「男性どうしや、女性どうしの結婚 (同性婚) を法律で認めるべきだ」 まったく賛成+どちらかと言えば賛成 75.6% (なお、2018年7月時点では、まったく賛成+どちらかと言えば賛成 69.5%) (甲A468、606)	

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

時期	世界における社会の変化 科学的知見の確立／法的倫理的認識の確立／同性婚法制化／国際社会から日本への是正勧告 旧来の認識／	日本における社会の変化 旧来の認識／
2022 年 8 月		裁判例／国の行政施策／立法府の動き／地方自治体の取組／弁護士会民間の取組／提言・意識調査・学説等 ◇ (弁護士会) 2022年8月10日、福岡県弁護士会「大阪地裁判決を受けて、改めてすべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明」(甲A197)
2022 年 9 月	◇ (同性婚法制化) キューバ 同性婚開始 (甲A662)	◇ (裁判例) 2022年9月30日、日本人とアメリカで結婚した、日本人と同性のアメリカ人のパートナーについて、かかる境遇にある場合に一律に特定活動の在留資格を付与しない運用が行われていることは憲法14条の趣旨に反する等の判決(東京地裁)(甲A526)
2022 年 11 月		◇ (弁護士会) 2022年11月9日、日弁連が、「日本政府が委員会の勧告について誠意をもって受け止め、その解決に向けて、立法化を含む法制度の実施や改善、研修の充実等に努力することを強く求める」とする会長声明を出す(甲A677) ◇ (弁護士会) 2022年11月11日、四国弁護士会連合会「性的マイノリティが抱える人権課題の解決を推進するとともに、同性婚の実現と同性カップルの共同生活の法的保護に向けた取組みを求める宣言」(甲A198) ◇ (裁判例) 2022年11月30日、結婚の自由を全てのの人に訴訟東京1次訴訟(東京地裁)において、家族になるための法制度が存在しないことについて違憲状態であるとの判決(甲A322)
2022 年 12 月		◇ (弁護士会) 2022年12月9日、第二東京弁護士会「結婚の自由をすべての人に」訴訟東京地裁判決を受けての会長談話。内容に「(違憲)状態を改めるための立法に速やかに着手することを求めます」との文言を含む(甲A499)
2023 年 1 月		◇ (弁護士会) 2023年1月16日、神奈川県弁護士会「東京地裁による違憲状態判決を受け、改めてすべての人にとっての婚姻の平等を実現するための法整備を求める会長声明」(甲A500)
2023 年 2 月		◇ (弁護士会) 2023年2月13日、札幌弁護士会「前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、同性間の婚姻の早期立法を求める会長談話」(甲A501) ◇ (弁護士会) 2023年2月16日、日弁連「性的少数者に対する差別発言に抗議し、速やかな同性婚法制化を求める会長声明」(甲A502) ◇ (意識調査) 2023年2月10-12日、NHKが世論調査実施「同性婚の賛否」賛成 54% 反対 29%与党支持層 賛成 51% 反対 37%(甲A400)

時期	世界における社会の変化	日本における社会の変化
	科学的知見の確立／法的倫理的認識の確立／同性婚法制化／国際社会から日本への是正勧告	旧来認識／ 裁判例／国の行政施策／立法府の動き／地方自治体の取組／弁護士会民間の取組／提言・意識調査・学説等
		◇ (意識調査) 2023年2月11日-13日、共同通信・東京新聞が世論調査実施 「同性婚を認める方がよい」 64.0% 認めない方がよい 24.9% 「同性婚をめぐり首相発言が適切か」 適切だ 32.2% 適切でない 57.7% 「首相秘書官の発言は適切か」 適切だ 6.3% 適切でない 88.4% (甲A419) ◇ (意識調査) 2023年2月17-19日、読売新聞が世論調査実施 「同性婚を法的に認めること」賛成 66% 反対 24% (甲A470) ◇ (意識調査) 2023年2月18-19日、毎日新聞が世論調査実施 「同性婚を法的に認めること」賛成 54% 反対 26% (甲A470) ◇ (意識調査) 2023年2月18-19日、FNNが世論調査実施 「同性婚を法的に認めること」賛成 71.0% 反対 19.6% (甲A470) ◇ (意識調査) 2023年2月18-19日、朝日新聞が世論調査実施 「同性婚を法律で認めるべきか」 「認めるべきだ」は72%、 「認めるべきではない」は18% (甲A470) ◇ (意識調査) 2023年2月24-26日、日経新聞とテレビ東京が世論調査実施 「同性婚を法的に認めること」賛成 65% 反対 24% (甲A471) ◇ (弁護士会) 2023年2月28日、鹿児島県弁護士会「前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、改めて、すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明」(甲A503) ◇ (弁護士会) 2023年3月2日、福岡県弁護士会「性的少数者に対する差別発言に抗議し、改めて、早急にすべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明」(甲A505) ◇ (弁護士会) 2023年3月2日、千葉県弁護士会「婚姻の自由をすべての人に訴訟」東京地裁判決を受け、同性カップルの婚姻を認めるための法整備を求める会長声明」(甲A504) ◇ (立法府の動き) 2023年3月6日、立憲民主党・社民党 衆議院に、婚姻平等法案提出 (甲A503) ◇ (弁護士会) 2023年3月8日、熊本県弁護士会「内閣総理大臣秘書官による性的少数者に対する差別発言に抗議し、改めて、法令上の性別が同じ者の婚姻を可能とする早期の法律改正を求める会長声明」(甲A504) ◇ (弁護士会) 2023年3月8日、山梨県弁護士会「性的少数者に対する差別発言に抗議し、差別を撤廃するために実効性ある施策を進めると共に、同性婚の法制化を実現することを求める会長談話」(甲A506)
2023年3月		

時期	世界における社会の変化 旧来の認識/ 科学的知見の確立/法的倫理的認識の確立/同性婚法制化/国際社会から日本への是正勧告	日本における社会の変化 旧来の認識/ 裁判例/国の行政施策/立法府の動き/地方自治体の取組/弁護士会民間の取組/提言・意識調査・学説等
	2023年5月 ◇ (法的倫理的認識の確立) 2023年5月20日、G7サミットで、G7首脳コミュニケ、発出 「我々は、長年にわたる構造的障壁を克服し、有害なジェンダー規範、固定観念、役割及び慣行に対処するための我々の努力を倍加させることにコミットする。我々は、あらゆる多様性をもつ女性及び女兒、そしてLGBTIQ+の人々の政治、経済及びその他の社会のあらゆる分野への完全かつ平等で意義ある参加を確保し、全ての政策分野に一貫してジェンダー平等を主流化させることを追求する」 との内容を含むもの。(甲A186)	◇ (弁護士会) 2023年3月8日、香川県弁護士会「性的マイノリティに対する差別発言に抗議し、速やかな同性婚の法制化を求める会長声明」(甲A307) ◇ (弁護士会) 2023年3月13日、岡山弁護士会「性的少数者に対する差別発言に強く抗議し、国に対し、性的指向及び性自認を理由とする差別を解消するための実効性ある立法を行うことを強く求める会長声明」(甲A310) ◇ (弁護士会) 2023年3月13日、愛媛県弁護士会「セクシュアルマイノリティに対する偏見や差別がなくし、性的指向や性自認にかかわらず人権が保障される社会の実現を求める会長声明」(甲A309) ◇ (弁護士会) 2023年3月15日、福島県弁護士会「前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、同性婚の法制化を即刻実現することを求める会長声明」(甲A311) ◇ (提言) 2023年3月17日、ジェンダー法学会「性的指向・性自認(SOGI)に基づく差別を禁止する法律を速やかに制定することを求める理事会声明」。要求内容に婚姻平等の実現を含む(甲A490) ◇ (弁護士会) 2023年3月29日、東京弁護士会「性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を策定、実施するとともに、性的指向及び性自認を理由とする差別の禁止を法律に明記し、あわせて同性婚の法制化を早期に実現することを求める会長声明」(甲A512) ◇ (立法府の動き) 2023年3月29日、日本共産党 参議院に、婚姻平等法案提出(甲A324) ◇ (提言) 2023年3月30日、G7広島サミットに向け、LGBTQの課題を議論し、提言する市民組織「Pride7(プライド7)」が、サミットでの議論促進などを求める政策提言を策定。提言は、G7のうち日、米、英、独、カナダの5カ国にタイ、ベトナム、メキシコを加えた計8カ国の計11団体でまとめたもの。日本からは「LGBT法連合会」「Marriage For All Japan-結婚の自由をすべての人に」、国際人権非政府組織(NGO)「ヒューマン・ライツ・ウォッチ」の3団体が参加。同提言では、差別禁止法や婚姻の平等を保障する法律の制定など11項目への取り組みを求めるもの。(甲A185) ◇ (弁護士会) 2023年3月31日、山口県弁護士会「内閣総理大臣秘書官による性的少数者に対する差別発言に抗議し、改めて法令上の性別が同じ者の婚姻を可能とする早期の法律改正を求めるとともに地方自治体における同性パートナーシップ制度の制定を推進する会長声明」(甲A513) ◇ (意識調査) 2023年5月1日、JNN世論調査の発表 「同性婚を法的に認めること」賛成 63% 反対 24% (甲A172) ◇ (意識調査) 2023年5月3日、NHKが世論調査案「同性どうしの結婚認められるべきと思うか」認められるべきと思う 44% 認められないと思う 15% (甲A173) ◇ (裁判例) 2023年5月30日、名古屋地裁判決、同性カップルに関係を公証し保護する枠組みがないことについて、憲法24条2項及び14条に違反するとの判決。(甲A157)

	世界における社会の変化	日本における社会の変化
時期	旧来認識／ 科学的知見の確立／法的倫理的認識の確立／同性婚法制化／国際社会から日本への是正勧告	旧来認識／ 裁判例／国の行政施策／立法府の動き／地方自治体の取組／弁護士会民間の取組／提言・意識調査・学説等
2023 年6月	◆ (同性婚法制化) 2023年6月20日、エストニア 同性婚を認める法律成立 (施行は2024年1月1日) (甲A530)	◆ (弁護士会) 2023年6月6日、愛知県弁護士会「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟 名古屋地裁 違憲判決を受けて、早期の立法を求める会長声明」(甲A514) ◆ (裁判例) 2023年6月8日、福岡地裁、同性カップルに婚姻制度の利用によって得られる利益を一切認めず、自らの選んだ相手と法的に家族になる手段を与えていない本件諸規定はもはや個人の尊厳に立脚すべきものとする憲法24条2項に違反と判決 (甲A456) ◆ (弁護士会) 2023年6月15日、福岡県弁護士会「名古屋地裁・福岡地裁判決を受け、直ちに、すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明」(甲A513) ◆ (弁護士会) 2023年6月20日、鹿児島県弁護士会「今、改めて、すべての人にとっての婚姻の平等を実現するための法整備を求める会長声明」(甲A516) ◆ (地方自治体の取組) 2023年6月21日、東京都16区で職員の同性パートナーを「配偶者」扱いする条例改正の動き報道される (甲A477、478) ◆ (弁護士会) 2023年6月30日、日本弁護士連合会「当事者の性別に関わりなく婚姻を可能とする立法を改めて求める会長声明」(甲A517) ◆ (地方自治体の取組) 2023年7月7日、中野区、同性の婚姻に関する議論を始めることを求める意見書 可決 (甲A481) ◆ (司法書士会) 2023年7月14日、東京司法書士会「同性間の婚姻制度をめぐる一連の地裁判決を受けて(会長談話)」(甲A580) ◆ (弁護士会) 2023年7月19日、熊本県弁護士会「名古屋地裁判決及び福岡地裁判決を受け、直ちに同性間の婚姻制度の実現を求める会長声明」(甲A518) ◆ (地方自治体の取組) 全国知事会は、2023年7月26日、山梨県を出し、「少子化・人口減少が進む中で、我が国が今後持続的に発展していくため、年齢や性別、障がいの有無や国籍、性的指向・性自認などの違いにかかわらず、多様性が尊重され、誰もが、個性や能力を最大限発揮し、一人ひとりが幸福を実感できる社会の実現に向けた取組を推進していく。」として、人々の有する違いの中で「性的指向・性自認」を明示し、幸福を実感できる社会の実現に向けた取組の推進を宣言 (甲A513、甲A514) ◆ (司法書士会) 2023年8月9日、群馬司法書士会「同性婚の法制化を求める会長声明」(甲A661) ◆ (弁護士会) 2023年8月31日、大分県弁護士会「すべての人に婚姻の平等を実現するための法整備を求める会長声明」(甲A662) ◆ (弁護士会) 2023年9月25日、香川県弁護士会「同性婚訴訟における地裁5判決を受け、改めて速やかな同性婚の法制化を求める会長声明」(甲A680)
2023 年7月		
2023 年8月		
2023 年9月		

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

	世界における社会の変化	日本における社会の変化
時期	旧来の認識/ 科学的知見の確立/法的倫理的認識の確立/同性婚法制化/国際社会から日本への是正勧告	旧来の認識/ 裁判例/国の行政施策/立法府の動き/地方自治体の取組/弁護士会民間の取組/提言・意識調査・学説等
2023 年 10 月		◇ (裁判例) 2023年10月25日、最高裁大法廷において、性同一性障害の人が戸籍上の性別を変更するには生殖能力をなくす手術を受ける必要があるとする性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第4号の要件について、意思に反して体を傷つけられない自由を制約しており、手術を受けるか戸籍上の性別変更を断念するかという過酷な二者択一を迫っているとして、憲法第13条に違反して無効であると判断 (甲A535)
2023 年 11 月	◇ (同性婚法制化) 2023年11月30日、ネパール 同性間の婚姻届が受理され、同性婚が正式に認められる (甲A609)	◇ (弁護士会) 2023年11月10日、札幌弁護士会において、特別法違憲最高裁判決につき、「違憲審の審理結果を待つことで当事者の苦痛や不利益をさらに引き延ばすのではなく、国会において4号要件及び5号要件の撤廃を含む法改正に直ちに着手し速やかに解決を図るよう立法府の対応を求める」とする会長談話を発表 (甲A666)
2024 年 1 月		◇ (世論調査) ライフネット生命保険株式会社による宝塚大学看護学部日高晴晴教授への委託調査「第3回 LGBTQ当事者の意識調査」の調査結果が2023年11月21日に公表された。同調査では、LGBTQ当事者の68.6%が、「同性婚を法律で認めてほしい」と回答し、10代では85.1%、20代では77.8%が同性婚の法制化を望んでいるほか、同性パートナーシップ宣誓制度をすでに利用している人の91.5%が、「同性婚を法律で認めてほしい」と回答している (甲A656)
		◇ (弁護士会) 奈良弁護士会が2024年1月30日、「当事者の性別に関わりなく結婚を可能とする法制度の整備を求める会長声明」を発表 (甲A681)
		◇ (弁護士会) 京都弁護士会が2024年1月25日、「法制度における性的指向及び性自認を理由とする差別を早急に解消するとともに 性的指向及び性自認を理由とする差別を禁止する法律の早急な制定を求める意見書」を発表 (甲A682)
2024 年 2 月	◇ (同性婚法制化) 2023年2月、ギリシャが、キリスト教正教会の信者が多数を占める国として初めて同性間の婚姻制度を導入 (甲A608)	◇ (地方自治体の取組) 2024年2月時点で、犯罪被害者への見舞金制度のある14政令市のうち、11政令市が遺族の範囲にパートナーを含むと明文化している (甲A617)
2024 年 3 月	◇ (同性婚法制化) タイの下院において、同性婚法案が可決 (甲A610)	◇ (民間の取組み) 「Business for Marriage equality」において、2024年3月1日時点で、472の企業・団体が、婚姻の平等 (同性婚の法制化) への賛同を表明 (甲A636)
		◇ (裁判例) 2024年3月14日、「結婚の自由を全てのの人に」事件東京二次訴訟において、東京地裁は、2024年3月14日、現行制度について憲法24条2項に照らし違憲状態にあることを判示 (原判決)
		◇ (裁判例) 「結婚の自由を全てのの人に」事件札幌訴訟において、控訴審となった札幌高裁は、上記同日、現行制度が憲法14条1項、24条1項及び2項に違反すると判示して、これまでの判決の中では最も踏み込んだ、明快な違憲判決を下す (甲A603)

	世界における社会の変化	日本における社会の変化
時期	科学的知見の確立／法的倫理的認識の確立／同性婚法制化／国際社会から日本への是正勧告	旧来の認識／ 裁判例／国の行政施策／立法府の動き／地方自治体の取組／弁護士会民間の取組／提言・意識調査・学説等
		◇ (裁判例) 2024年3月26日、犯罪被害者の遺族に支払われる国の給付金対象に同性パートナーが含まれるかが争われた裁判において、最高裁判所第三小法廷は、犯給法の支給制度の目的と、支給を受けられる遺族に「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」を含めている趣旨に鑑み、「婚姻の届出をしていないため民法上の配偶者に該当しない者であっても、犯罪被害者との関係や共同生活の実態等に鑑み、事実上婚姻関係と同様の事情にあったといえる場合には、犯罪被害者の死亡により、民法上の配偶者と同様に精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられるからである」と解される。しかるところ、そうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとはいえない。」とし、同性パートナーを上記「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当し得ると判断した (甲A620) ◇ (弁護士会) 2024年3月25日、第二東京弁護士会が「結婚の自由をすべての人に」訴訟の判決を受けて」とする会長声明 (甲A683) ◇ (弁護士会) 2024年3月26日、札幌弁護士会が「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟 控訴審違憲判決を受けて直ちに法整備に着手することを求める会長声明 (甲A684) ◇ (弁護士会) 2024年3月27日、日弁連が、犯罪被害者給付金不支給裁定取消事件最高裁判決に關する会長談話を発表 (甲A678) ◇ (裁判例) 愛知県に住む男性が、法律上同性のパートナーと同じ氏への変更を求めた申立てについて、名古屋家庭裁判所は、2024年3月14日、氏の変更を認める審判を下した。同家庭裁判所は、審判の中で、申立人と同性パートナーは「互いに円滑にコミュニケーションをとって協力しながら、子育てを中心とした安定した生活を継続して」おり、「婚姻し育児をしている異性同士の夫婦と実質的に変わらない生活実態にあると認められ」、「男女が相協力して生活を営む結合としての夫婦と同様で」あり、「婚姻に準じる関係にある」と認定した (甲A640 (3頁)) ◇ (地方自治体の取組) 2024年4月1日時点で、パートナーシップ制度の導入自治体数は442、人口カバー率は84.82%となった (甲A615) ◇ (地方自治体の取組) 2024年4月6日時点で、性的指向・性自認の尊重ないし差別禁止を掲げる条例が制定される自治体数が、1都1府7県53市11区9町の82に上り、アウティングについても少なくとも29の自治体が条例で明記している (甲A612) ◇ (地方自治体の取組) 2024年4月1日の時点でパートナーシップ制度を導入している456自治体のうち47%にあたる216自治体がファミリーシップ制度を導入しており、2022年の調査時の5倍になっている (甲A620)
2024年4月		

	世界における社会の変化	日本における社会の変化
	科学的知見の確立/法的倫理的認識の確立/同性婚法制化/国際社会から日本への是正勧告	旧来の認識/ 裁判例/国の行政施策/立法府の動き/地方自治体の取組/弁護士会民間の取組/提言・意識調査・学説等
時期		
		◇ (弁護士会) 日弁連が、2024年4月10日、札幌高等裁判所判決を受けて同性の当事者による婚姻の速やかな法制化を求める会長声明を発表 (甲A679) ◇ (弁護士会) 2024年4月9日、福岡県弁護士会が「札幌高裁・東京地裁(二次)判決を受け、直ちに、すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明」を発表 (甲A685)
2024年5月	◇ (同性婚法制化) リヒテンシュタインで、2024年5月16日、法律上同性のカップルの婚姻を認める婚姻法の改正案が可決され、2025年1月1日から施行される予定 (甲A611)	◇ (地方自治体の取組) 栃木県鹿沼市や長崎県大沼市が、市内の同性のカップルに対し、続き柄の欄に「夫(未届)」や「妻(未届)」と記載した住民票を交付することとなった (甲A699) ◇ (民間の取組) Business for Marriage equality に対して、493の企業・団体が、婚姻の平等(いわゆる同性婚の法制化)への賛同を表明しており、かかる賛同企業団体の数は増加の一途を辿っている (甲A634)
2024年6月	◇ (同性婚法制化) タイで同性婚法制化法案が上院通過 (甲A680)	◇ (裁判例) 特例法に基づく性別の取扱い変更の審判を受け法的性別を男性から女性に変更した女性が自身の凍結精子を用いて上記審判後に生まれた次女を認知できるかが争われた訴訟で、2024年6月21日、最高裁第二小法廷は、「嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懐胎させた者に対し、その者の法令の規定の適用の前提となる性別にかかわらず、認知を求めることができる」として、認知請求を認めなかった東京高裁判決を破棄し、次女の認知請求を認める判決を言い渡した (甲A612)。

52